こども誰でも通園制度の制度化、 本格実施に向けた検討会（第３回）	資料２
令和６年10月30日（水）	

こどもまんなか
こども家庭庁

人員配置・設備運営基準等

こどもまんなか
こども家庭庁

主な検討事項①：対象施設

試行的事業の状況

○　試行的事業においては、実施場所を「保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等」としており、対象施設を限定してはいない。

第２回検討会での主な意見

○　こどもの安心・安全が大前提であるため、生命の維持と情緒の安定を保障する、そういう環境を提供できる施設においてのみ、この事業をやっていただきたい。

○　試行的事業の実施に関する分析において、事業所類型に多様性が見られることは大変に有意義である。

対応の方向性（案）

○　多様な主体の参画を認める観点から対象施設は限定をせず、適切に事業を実施できる施設であれば認めることとしてはどうか。

○　その上で、こどもにとって安全・安心な制度となるよう、認可基準については適切に設定し、当該基準を満たしているものに限り実施を可能としてはどうか。

主な検討事項②：対象となるこども（年齢）

試行的事業の状況等

○ 試行的事業においては、「保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない０歳６か月～満３歳未満」とされている。

○ 児童福祉法では、満３歳未満を対象としており、下限を規定しておらず、下限を規定する場合には、児童福祉法施行規則において規定する必要がある。

第２回検討会での主なご意見

○　保育園は、生後57日からの預かりが可能な施設になっており、誰通と平仄が合っていないため、保育園に合わせて57日から預かれるよう、そして、産後、ホルモンバランスが崩れるなどしてどうしても厳しい、孤立する、産後すぐの家庭をも包摂できるよう、手を挙げた園が57日以降のこどもたちも預かれるように、そうした選択ができるような制度にしていただきたい。

○　受入れの年齢については、こどもの安全面を第一に考えて決めていくことが必要ではないか。

対応の方向性（案）

○ 令和７年度からのこども誰でも通園制度の制度化にあたっては、０歳６か月までの期間については伴走型相談支援事業等が実施されていることや、安全配慮上の懸念を踏まえ、対象となるこどもの年齢については、０歳６か月～満３歳未満としてはどうか。

主な検討事項③：認可手続

試行的事業の状況・法律上の位置づけ

○　試行的事業においては、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者に対して事業の実施を委託することができることとしている。

○　先般の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第47号）により、令和７年度から、児童福祉法上「乳児等通園支援事業」として位置づけられるとともに、家庭的保育事業等と同様に市町村長による認可事業とされる。

○　認可にあたっては、事業を行うために必要な経済的基礎の有無や、事業を行う者の社会的信望、設備運営基準への適合状況について審査を行い、市町村児童福祉審議会又は児童の保護者その他児童福祉当事者の意見を聴取することとなる。
（※）認可申請者が社会福祉法人又は学校法人の場合には、審査項目が簡素化される。

対応の方向性（案）

○ 市町村における施設の認可手続については、家庭的保育事業等における認可手続と同様に、設備運営基準への適合状況等に照らし、実施可能かどうか丁寧に確認の上、認可を行うこととしてはどうか。

○ その上で、市町村の事務負担を鑑み、法令に反しない範囲で手続を簡素化できる方策として市町村において参考としていただける内容を事務連絡においてお示ししてはどうか。

主な検討事項④：利用方式

試行的事業の状況

○　試行的事業においては、定期的な利用方式、定期的でない柔軟な利用方式（いわゆる自由利用方式）について、どちらか一方での実施だけではなく、定期的な利用方式と定期的でない柔軟な利用方式の組み合わせ等、市町村や事業所において柔軟に利用方法を選択して実施することを可能としている。

○　定期的な利用方式と定期的でない柔軟な利用方式（自由利用方式）それぞれの主な特徴や留意点等について、昨年の検討会中間とりまとめにおいては、以下のとおり整理されている。

	定期的な利用方式	自由利用方式
考え方	**利用する園、月、曜日や時間を固定**し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を**固定せず、柔軟に利用する**方法
利用する場合の予約方法	（例） • 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約	（例） • 利用前月の一定期日より翌月分の予約 • 空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	• **事業者にとって**は**利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい** • **こどもにとって**は、**慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォロー**してもらえる	• **こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能** • 様々な事業所を利用することで、**多くの保育士、多くのこどもと触れ合うことができる**
留意点	• **特定の事業者を利用できるこどもが固定化**され、途中利用しづらい • 施設にとって、**空き状況に応じた柔軟な受入れが困難**	• **利用の都度予約する手間**がかかる • 施設にとっては、**利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい** • **慣れるのに時間がかかるこどもがいる**

対応の方向性（案）

○　こども・保護者ともにニーズは様々であること等を踏まえ、自治体や事業者において実施方式を選択したり、組み合わせたりして実施することを可能とし、利用方式については、法令上規定しないこととしてはどうか。

○　その上で、こども誰でも通園制度の利用については、地域や施設、利用者の状況によりさまざまな在り方が考えられるため、状況に応じた利用する際の留意点を手引において示すこととしてはどうか。

（※）こどもに合う事業所を見つけるまでの利用や、里帰り出産におけるきょうだい児の利用等について、定期的でない柔軟な利用方式の例としてお示しすることを想定。

主な検討事項⑤：実施方法

試行的事業の状況

○　試行的事業では、一時預かり事業における実施方式を踏まえ、一般型（在園児合同又は専用室独立実施）又は余裕活用型により実施している。
○　そのうえで、「医療的ケア児の利用については、通所を基本としつつ、こどもの状態により、外出が困難な場合においては、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することも可能」としている。

第２回検討会での主なご意見

○　医療的ケア児や要支援家庭等が誰通から排除されており、医療的ケア児のご家庭の９割が、就労の有無を問わない定期的な保育を望んでいるため、彼らを見捨てないような制度にしていただきたい。医療的ケア児家庭だけでなく、要支援家庭の方々についても、アウトリーチは非常に有効な仕組みであり、彼ら、彼女らが家の中に閉じこもって、そして、誰の手も、誰の目も入らないという状況から、社会の接点をつくるためにも居宅訪問型の誰通を実現していただきたい。

○　病院から退院してすぐだと、医療的な訪問リハとか看護の方の訪問が多く、どうしても視点が親御さんも含めて障害のリハビリになってしまいがちであるが、この制度の利用によって、こどもとしての遊び、育ち、成長が、家族支援というところでも非常に大事ではないか。そして、通園できるようになったら、社会的にもこどもの育ちにおいても通園につなげることが大事ではないか。

対応の方向性（案）

○　試行的事業に引き続き、実施方法として、一般型、余裕活用型を法令上位置づけてはどうか。
○　その上で、こども誰でも通園制度は、「通園」を基本とする制度であるが、保育所等で過ごすことや、外出することが難しい状態にあるこども（医療的ケア児や障害児を想定）に対応するために、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認めることとしてはどうか。
（※）こどもの居宅への保育従事者の派遣のみを行う事業類型は、法令上規定しない。

主な検討事項⑥：人員配置基準

試行的事業の状況

○　試行的事業では、一時預かり事業と同様の基準で行うこととしており、保育士以外の人材も活用しつつ、事業が実施されている。

（※）試行的事業における人員配置基準
①余裕活用型：各施設の基準を遵守
②一般型：一般型一時預かり事業に準じた基準（２分の１は保育士）

第２回検討会での主なご意見

○　従事者の資格について、こどものための制度ということで、また、０、１、２歳、そして、毎日来るこどもたちではないということで、そこには専門性のある保育士が関わることを基本としていただきたい。ただ、現在、保育士が足りていないということもあるため、特例として何らかの措置をとるなどし、あくまでも有資格者を基本とするということは、是非入れてもらいたい。

○　有資格者の配置が難しい状況であるため、試行的事業においては一時預かり事業の専門研修を修了した子育て支援員の活用を認めており、同様の形で対応していただきたい。

○　小さい施設でより多くの施設が取り組むようにするには、もちろん基準は守った上で、一時預かりや他事業の兼任について考えていく必要がある。

○　子育て支援研修のような全国一律の研修があって、しっかりと理念を共有して、全国的に展開されることがとても大事ではないか。

主な検討事項⑥：人員配置基準

対応の方向性（案）

○　こども誰でも通園制度の制度化に当たっては、「こどもの安全」が確保されることを前提とした上で、試行的事業の実施状況も踏まえ、一時預かり事業と同様の人員配置基準としてはどうか。

○　その上で、通常の保育や一時預かり事業との相違があることを踏まえ、令和８年度の本格実施に向けて、従事者に対する必要な研修の内容や実施方法の検討を進めてはどうか。

主な検討事項⑦：設備の基準

試行的事業の状況

○　現行の試行的事業においては、一時預かり事業における取扱いと同様に、一般型では保育所の設備基準に準じることとし、余裕活用型では保育所、家庭的保育事業等の既存の各施設等ごとの設備基準に従うこととしている。

（※）なお、一般型では保育所の設備基準に準じ、乳児室、ほふく室の設置が義務付けられているが、独立した室の設置を求めるものではなく、必要な面積を有する区画が確保されていれば基準を満たしたこととなる。

対応の方向性（案）

○　試行的事業を実施する事業所類型が多様であることや、試行的事業から制度化に当たって円滑に移行していく必要性を踏まえ、試行的事業に引き続き、一時預かり事業と同様の設備基準を定めることとしてはどうか。